資　格

競争参加者の資格に関する公示

新庄河川事務所管内鳥類生態調査に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年10月４日

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　業務概要

⑴　業務名　新庄河川事務所管内鳥類生態調査

⑵　業務内容　本業務は、新庄河川事務所管内において貴重鳥類の調査を行い、行動範囲及び生態等の把握によって当該砂防事業の適切な推進に資することを目的とするものである。

⑶　履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。

契約締結の翌日～平成27年３月25日

2　申請の時期

平成24年10月４日から平成24年10月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成24年10月16日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に新庄河川事務所管内鳥類生態調査設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所

〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

④　平成24年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、新庄河川事務所管内鳥類生態調査設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、新庄河川事務所管内鳥類生態調査設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件

構成員において決定された代表者が、新庄河川事務所管内鳥類生態調査設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「新庄河川事務所管内鳥類生態調査設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「新庄河川事務所管内鳥類生態調査△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成24年10月４日付け分任支出負担行為担当官東北地方整備局新庄河川事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成24年10月４日

気象庁総務部長　野俣　光孝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第６号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入等件名及び数量　地域気象観測システム（センターシステム）の業務処理ソフトウェア制作及びシステム構築　一式

2　意見提出の方法

⑴　意見提出の期限　平成24年10月25日17時00分（郵送の場合には必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8122 東京都千代田区大手町１－３－４　気象庁観測部観測課　伊藤彰規　電話03―3212―8341　内線4233

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年10月４日から平成24年10月25日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Software development and system integration of the center system for Automated Meteorological Data Acquisition System

⑶　Time-limit for the submission of Comments : 17 : 00　25 October, 2012.

⑷　Contact point for the notice : Akinori Itou, Observations Division, Observations Department, Japan Meteorological Agency 1―3―4 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8122 Japan TEL 03―3212―8341 Ext. 4233

○第７号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　67

⑵　導入等件名及び数量　地域気象観測システム（通信ネットワーク）における通信回線の提供及び通信機器の借用（リース）・保守並びに取付調整　一式